

令和8年1月23日
令和7年度第2回策定委員会 資料2

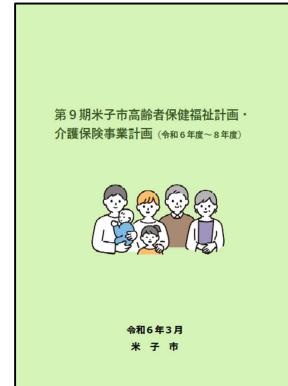
第10期介護保険事業計画の策定について

米子市福祉保健部長寿社会課

はじめに（介護保険事業計画について）

- 介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく『市町村介護保険事業計画』として策定するもの。（国の基本指針に即して、三年を一期とする）
- 介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『市町村老人福祉計画』と一体のものとして作成しなければならないとされている。
- なお、老人福祉計画は、介護保険以外も含むすべての高齢者を対象とした計画であり、市町村においては老人福祉事業（老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業）の供給体制の確保に関する計画として位置づけられている。

市長寿社会課HPから、
電子版のダウンロードが可能です！



市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）について

- 介護保険法第117条には、介護保険事業計画に「定める事項」、および「定めるよう努める事項」が規定されている。
- 各事項は、介護保険法第116条第1項において規定されている基本指針の「基本的記載事項」と「任意記載事項」と対応している。

定める事項

（介護保険法第117条第2項）

- (1) 日常生活圏域の設定
- (2) 各年度における必要利用定員数（日常生活圏域別）
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について)
- (3) 各年度における種類ごとの介護サービスの見込量
(日常生活圏域別)
- (4) 各年度における地域支援事業の見込量
- (5) 自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び
介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標

定めるよう努める事項

（介護保険法第117条第3項）

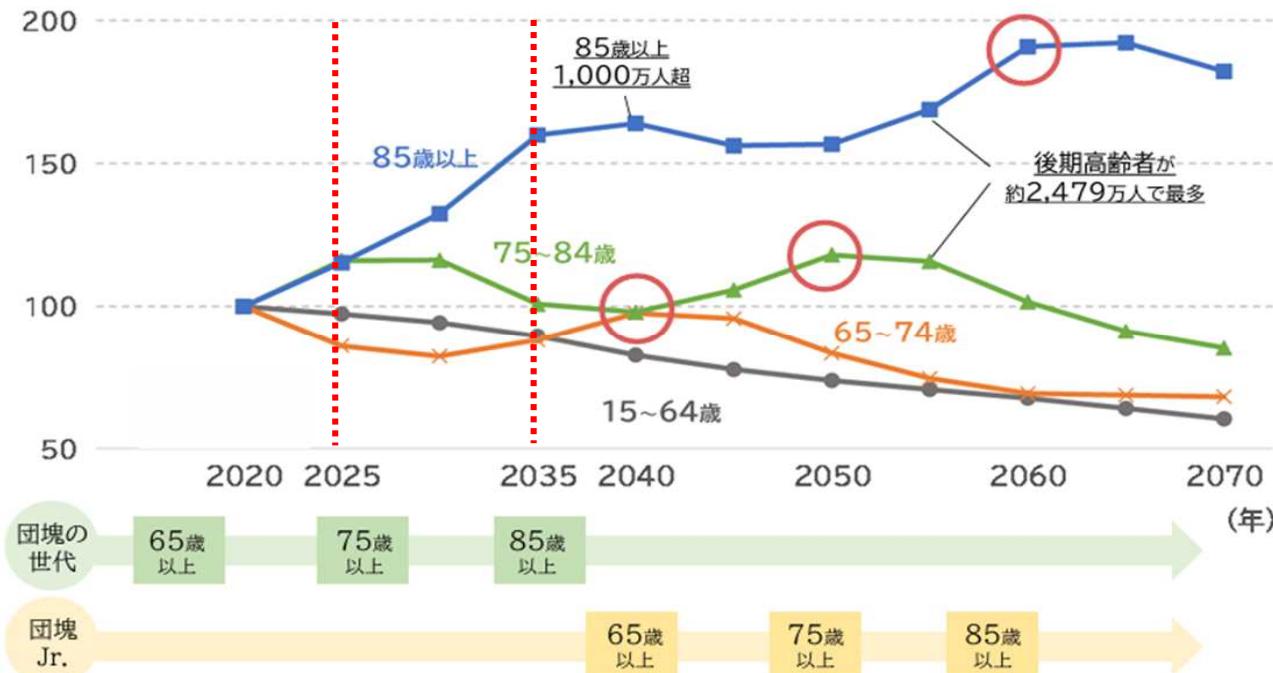
- (1) 必要利用定員数の確保の方策
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について)
- (2) 種類ごとの介護サービスの見込量の確保の方策
- (3) 各年度における地域支援事業に要する費用と、見込量
の確保の方策
- (4) 中長期的な推計
(種類ごとの介護サービスの量、保険給付に要する費用、地域支援事業の量、
地域支援事業に要する費用、保険料の水準について)
- (5) 介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質
向上に資する都道府県と連携した取組
- (6) 介護サービス事業者間の連携の確保に関する取組
- (7) 認知症施策の推進

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(全体)

	市町村	都道府県	国
令和8年1月	・各種調査結果、サービス給付実績等		
2月	を分析・考察		
3月	・計画に盛り込む内容を検討	← 連絡会議等で市町村へ情報提	← 課長会議 (第10期計画に関する基本的考え方を提示)
4月			
5月			
6月			
7月		← 連絡会議等で市町村へ情報提	← 課長会議 (第10期計画に関する基本的考え方を提示)
8月	・サービス見込量等の設定作業開始	←	・推計ツール確定版の提供
9月			
10月	・サービス見込量、保険料の仮設定		
11月	・都道府県との調整	・国との調整	・都道府県との調整
12月	・見える化システムで見込量と保険料を 報告(～3月)	・市町村の広域調整	・報酬改定率等の係数を設定
令和9年1月	・介護保険事業計画を議会に報告		
2月	・介護保険条例の改正		
3月			

日本の将来推計人口(2020年=100)

2035年にかけて、特に85歳以上人口が急増することが見込まれており、これまでとは異なるニーズの急増期を迎える。

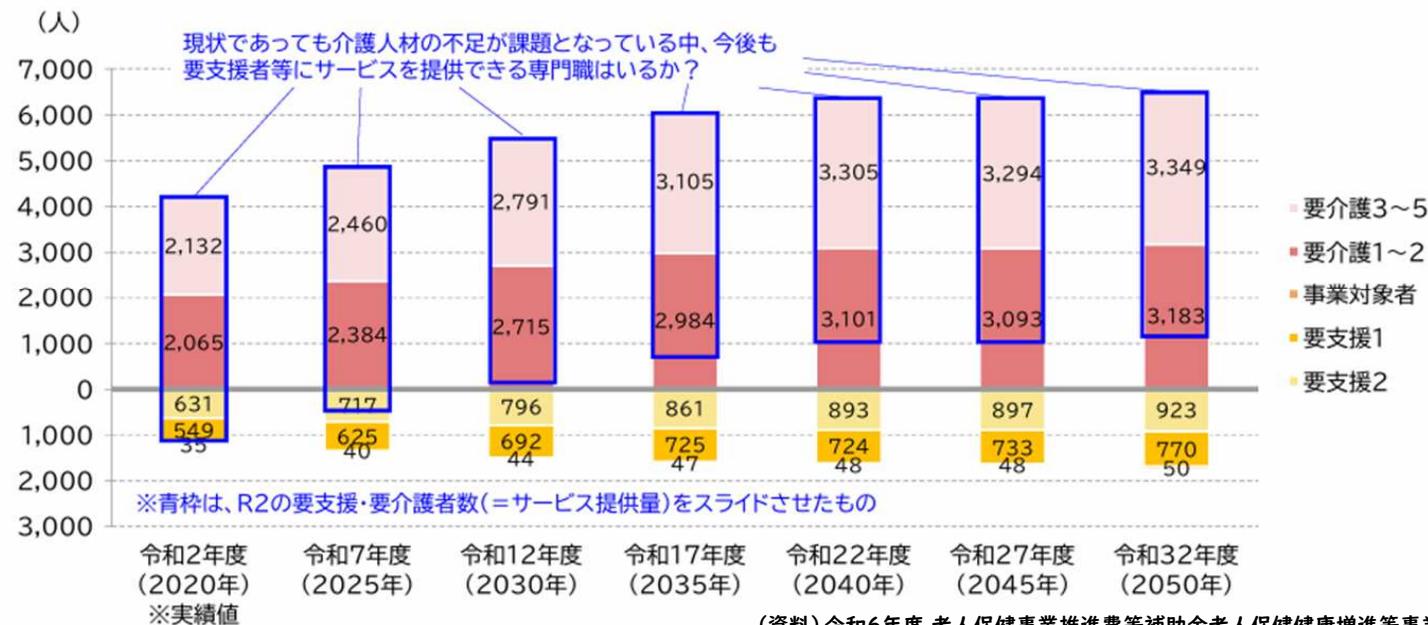


(資料)令和6年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実に向けた調査研究事業」より

介護人材（専門職）について

仮に専門職の人数と、要支援・要介護者一人あたりに必要となる専門職の人数が一定であるとした場合においても、2030年頃には要支援者等にサービスを提供できる専門職が確保できない可能性が高い。（専門職の役割をより重度の要介護高齢者を中心にシフトさせていく必要あり）

【推計値】要介護認定者数



（資料）令和6年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実に向けた調査研究事業」より

国の主な動向

1 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ

(令和7年4月10日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会)

2040年の現役世代急減を見据え、限られた資源で住民生活を支えるための長期的且つ構造的な改革の方向性を示した提言。

ポイント

- ・「生産性の向上」から「省力化・自動化」への移行
- ・自治体事務の「標準化・共通化」と「広域化」の加速
- ・「地域共生社会」の制度横断的な深化
- ・医療・介護の「連携」から「一体的マネジメント」への移行

2 介護保険制度の見直しに関する意見(令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会)

2027年度の制度改正に向け、次期計画で実装すべき具体的な実務指針をまとめたもの。

ポイント

- ・「地域類型別」のサービス提供モデルの提示
- ・「身寄りがない高齢者」への対応の具体化
- ・テクノロジー活用による「人員配置基準」の本格的見直し
- ・第10期介護保険事業計画への「中長期推計」の義務化

各種調査の実施状況等について

	介護現場の実態把握のためのアンケート調査	米子市事業所アンケート調査	介護施設等整備意向アンケート調査	介護サービス事業所稼働状況アンケート調査	米子市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅生活改善調査
目的	介護現場の生産性向上に向けた取組や介護人材の確保・支援に向けた取組等について検討すること	第10期計画における高齢者のサービス提供体制について検討すること	介護保険事業所の整備方針について検討すること	介護保険事業所の整備方針について検討すること	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けたサービス整備の在り方について検討すること
調査対象	市内介護施設事業所(362事業所)	市内介護施設事業所(333事業所)	市内介護施設運営法人(109法人)	市内居宅サービス事業所(235事業所)	市内在住の65歳以上の者で、令和7年10月1日時点で要介護認定を受けていない者(8,000件)	市内居宅介護支援事業所等(59事業所)
調査期間	令和7年5月28日～6月18日	令和7年11月7日～11月21日	令和7年9月12日～10月17日	令和7年9月12日～10月17日	令和7年10月28日～11月11日	令和7年11月17日～12月15日
回答状況	回答150事業所(回答率41.4%)	回答169事業所(回答率56.3%)	回答63法人(回答率57.7%)	回答151事業所(回答率64.2%)	回答4,900事業所(回答率61.2%)	回答38事業所(回答率64.4%)
調査結果	市HPにて公表済	市HPにて公表済	地域密着型サービス運営委員会(2/10)にて公表予定	地域密着型サービス運営委員会(2/10)にて公表予定	令和7年3月中旬に報告会を開催予定	近日中に市HPにて公表予定

米子市の今後のスケジュール(予定)と具体的な流れ

※内容は変更になる可能性あり

- 各テーマごとの「目指す姿」「2040年に向けて」「現状と課題」「現在の取組状況」「第10期の方向性」等の参考情報について事務局より各委員に委員会開催前に書面にて提示し、各委員からの意見について事前に聴取する。
- 各委員からの意見等を踏まえ作成した素案について、都度策定委員会で提示する。(審議する)

主なスケジュール及び取り扱うテーマ(予定)		
令和8年5月	第1回策定委員会	・介護予防について ・生活支援について
7月	第2回策定委員会	・居住支援について ・医療介護連携について ・身寄りのない高齢者の支援について
	第1回オレンジの会	・認知症施策に関する意見集約
8月	第3回策定委員会	・地域包括支援ケアシステムの推進体制について ・認知症施策について ・サービス見込量について
10月	第4回策定委員会	・介護事業者への支援について ・保険者機能の強化について ・保険料について
	第2回オレンジの会	・認知症施策について
11月	第5回策定委員会	・基本理念・施策の体系について ・保険料について
12月	市議会への報告	
令和9年1月	パブリックコメントの実施	
3月	条例改正・計画策定	